

令和4年1月28日

(一社) 兵庫県建設業協会 御中

兵庫県過積載防止対策連絡会議



「過積載運行防止への協力をお願い」

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は交通運輸行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック輸送は産業基礎資材から生活必需品まで、国内物流の基幹として経済活動や国民生活に必要な物資の輸送を担い、わが国経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

こうした中、トラック運送業界では今般の厳しい経営環境においても、安全や環境に配慮した取り組みを行い運送事業の健全な発展に努力しているところです。

しかし、その一方でトラックをはじめとする自動車による悲惨な交通事故が後を絶たず、その防止と安全に対する配慮が重要な課題となっています。

特に、**トラック輸送におきましては、車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行する「過積載運行」「道路の通行許可を超える総重量での運行」などが依然として見受けられます。**

こういった違法な過積載運行等は、交通事故はもとより、道路の損傷、公害の発生等の重大原因につながることから道路交通法、貨物自動車運送事業法等で厳禁されており早急に是正を図らなければなりません。

このため、平成6年5月の道路交通法改正では、過積載違反に対して荷主等の皆様にも刑事的責任や厳しい行政処分が適用されることとなり、平成9年4月には、貨物自動車運送事業法に基づく運送事業者に対する行政処分の強化が図られ、「過積載関係」行政処分等の基準も公表されました。過積載運行を行った運送事業者は初違反でも車両停止処分、再違反等については車両停止期間の大幅延長等厳しい措置となり、法令違反に対する点数制度も改正され、処分の強化や事業者名公表等が行われています。また、**平成18年8月から運送事業者が下命容認をして過積載運行を行っていた場合、7日間の営業停止となる等処分の厳格化を図っているところです。**

本年も令和4年2月1日から2月28日までの1ヶ月間を「過積載運行の根絶」のための強化月間としています。

過積載運行の防止は、トラック運送事業者の法令遵守を求めると同時に荷主の皆様の法令遵守に対するご理解ご協力が不可欠と考えています。

つきましては、別添のとおり過積載運行防止のリーフレットを作成しましたので、**貴団体の格別のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、貴傘下の会員に対する周知方につきましても、特別のご配慮を頂きますよう、ご指導方宜しくお願い申し上げます。**

兵庫県過積載防止対策連絡会議

| | |
|------------------|---------------------|
| 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 | 近畿地方整備局豊岡河川国道事務所 |
| 兵庫県 神戸市 | |
| 兵庫県警察本部 | 阪神高速道路株式会社管理本部 |
| 近畿地方整備局兵庫国道事務所 | 兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関 |
| 近畿地方整備局姫路河川国道事務所 | |

